

議 案 第 4 6 号

摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

退職手当の支給の対象となる非常勤職員の要件を緩和するため、本条例を制定するものである。

摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「(1月間の日数(摂津市の休日を定める条例(平成2年摂津市条例第16号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。

(摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年摂津市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第16条第2項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第20条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（摂津市の休日を定める条例（平成2年摂津市条例第16号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
（摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。